

23年度の市各種臨時職員登録者を募集します

●詳しくは
市役所総務課行政係(☎・内線1214)

市は、23年度の臨時職員登録者を募集します。

●募集職種

- ①事務補助員(事務全般(補助的なもの))
- ②労務作業員(用務員(施設用務員、学校用務員)、清掃員、運転手など)
- ③牧野監視人(市営牧野の監視、管理など)
- ④保育士(保育所での保育)
- ⑤調理補助員(保育所での調理補助)
- ⑥除雪作業運転手(除雪車両の運転)

■応募資格 4月1日現在、18歳以上で健康な人。次の資格がある人は、優遇の対象になります(除雪運転手は資格を持っていない人のみ募集)。

- ▽労務作業員(普通自動車免許▽牧野監視人(大型特殊免許、家畜人工授精師▽保育士(保育士免許・幼稚園教諭免許▽調理補助員(調理師免許▽除雪作業運転手(大型特殊免許、車両建設機械技能講習修了(必須))

■雇用期間 6カ月以内(勤務日、勤務時間などは募集職種によって異なります)

■応募方法 市役所総務課、各総合支所地域振興課にある履歴書に必要事項を記入の上、市役所総務課へ提出してください。

■応募期限 2月10日(木)(郵送の場合、当日消印有効)

まちづくりに皆さんの意見個別広聴事業の活用を

●詳しくは
市役所総務課広報統計係(☎・内線1217)

■わたしの提言箱設置施設一覧

施設名	
1 市役所本庁舎	17 西根病院
2 松尾総合支所	18 安代診療所
3 安代総合支所	19 田山診療所
4 田山支所	20 岩手山焼走り国際交流村
5 西根地区市民センター	21 道の駅にしね
6 大更公民館	22 松尾八幡平ビジターセンター
7 田頭公民館	23 自然休養村なかやま荘
8 平館公民館	24 林業センター
9 寺田公民館	25 綿帽子温泉館あずみの湯
10 松尾地区公民館	26 岩手銀行平館支店
11 安代地区公民館	27 岩手銀行安代支店
12 畑公民館	28 北日本銀行平館支店
13 荒屋公民館	29 盛岡信用金庫西根支店
14 浅沢公民館	30 ユニバース西根店
15 館市公民館	31 マックスパリュウ西根店
16 松尾歴史民俗資料館	32 ホームマック西根店

市は、市民の皆さんの意見や提言などを市政に生かすために、個別広聴事業を実施しています。

【市長とのフリートーク】
市長と市民の皆さんが、直接語り合う「市長とのフリートーク」。皆さんが思い描く市の将来像を、市長と語り合いませんか。

■対象 市内で活動する団体やグループなど(組織化していないグループ可、当日は5人以上で出席してください)。

■開催時間 午前10時から午後9時までのうち、1開催2時間まで。

■開催日時・場所 申し

込み団体と協議して決定します(場所は申し込み団体で手配)。

■申し込み方法 市役所総務課、各総合支所地域振興課にある申込書に記入の上、開催希望日の1カ月前までに申し込みください。

【わたしの提言】
市政に対する市民の皆さんの提言などを提言箱に投書する「わたしの提言」。提言箱と提言用紙は、市内32施設に設置しています(左表のとおり)。寄せられた提言は、市長が直接目を通し、希望に応じて回答します。

高橋末治さん・高橋さよさん 人権擁護委員に再委嘱

●相談日など詳しくは
市役所市民課戸籍住民係(☎・内線1134)



→高橋末治さん(大久保)
←高橋さよさん(中村)



基本的な人権を守り、人権を侵された人の適切な救済、人権思想の普及啓発を使命とする人権擁護委員の委嘱状が1月1日付で、法務大臣から高橋末治さん(大久保、再任2期目)と高橋さよさん(中村、再任2期目)に交付されました。

任期は25年12月31日までの3年間。同委員は、皆さんの悩み事や心配事などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談ください。

農業振興地域整備計画見直し「農振除外」申請は2/28まで

●申請など詳しくは
市役所農政課農政係(☎・内線1272)

市は、23年度に「農業振興地域整備計画」の見直しを行います。24年度から5年以内に住宅などの建設や事業開発などによる「農地転用(農地を農地以外に変えること)」を予定している人は、「農振除外」の手続きが必要になります。

●農地の有効利用を図る
農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定める計画です。この計画は農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにし、農地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。

●農振除外は手続き必要
農業振興地域内では、農用地として利用する土地の区域を「農用地区域」とし、優良な農地の保全のために農業以外の目的での利用が制限されています。

このため、農用地区域内の土地を農地以外に使用するとき、農地転用の許可申請前に、農用地区域から除外する手続き(農振除外)が必要となります。

●農振除外するための6要件
次の6つの要件を全て満たす場合に農振除外することができます。

- 1 農用地区域以外に利用できない土地がないこと
- 2 農用地の集団化や作業効率化など、農業上の土地利用に支障がないこと
- 3 安定的な農業経営者に対する農用地の利用の集積に支障がないこと
- 4 土地改良施設(用排水路や農道など)機能に支障が生じないこと
- 5 土地改良事業などを行った区域内では、事業完了後8年以上経過していること
- 6 申請する目的の実現が確実なこと

2月28日までに申請を
事業を計画している人は、その土地が農用地区域に指定されているか問い合わせの上、農用地区域に該当する場合は「農振除外」の手続きをしてください。農用地区域に指定されていない場合は必要ありません。

■申請期限 2月28日(月)

■提出書類

- 1 農用地利用計画変更申出書
- 2 位置図(申請地の位置や付近の状況が分る地図)



農地に住宅を建設する場合、手続きが必要

3 事業計画の概要が分かる設計書、配置図など

4 公図(申請地の地番や地目、隣接地の状況などを表示した図面)

5 位置選定検討表
申出書などは、市ホームページからダウンロードできます。

提出された申請書を審査し、適切なものは除外、見直しをすることになります。転用目的、場所によっては除外できない場合もあります。

計画見直し5年に1度
原則として計画の見直し時期以外は「農振除外」の手続きはできないこととなります。次回の見直しである28年までは原則「農振除外」ができませんのでご注意ください。

市内6学童保育クラブ 指導員を募集します

●詳しくは
市役所児童福祉課子育て支援係(☎・内線1172)

市は、23年度に学童保育クラブで勤務する指導員を募集します。

■募集職種 指導員(非常勤職員)

■業務内容 学童保育クラブに通う小学生の見守り、育成

■応募資格 普通自動車免許を持つている人

■勤務場所 大更、大更第二、東大更、渋川、田頭、平笠の各学童保育クラブ

※土曜日は大更第二学童保育クラブの勤務

■募集人数 18人(予定)

■勤務日 月曜日～土曜日

■勤務時間
▽平日(午後1時から午後7時まで)
▽土曜日、夏休みや冬休みなどの長期休業期間(午前7時半から午後6時半まで)
※シフト制による週28時間45分勤務

■報酬(日額) 5160円(別途通勤手当支給)

■応募方法 市役所児童福祉課で配布する履歴書に必要事項を記入の上、市役所児童福祉課に提出してください。(郵送による受け付けは行いません)

■応募期限 1月26日(木)
※書類選考後、面接を行います(2月8日(火)～10日(木)予定)。